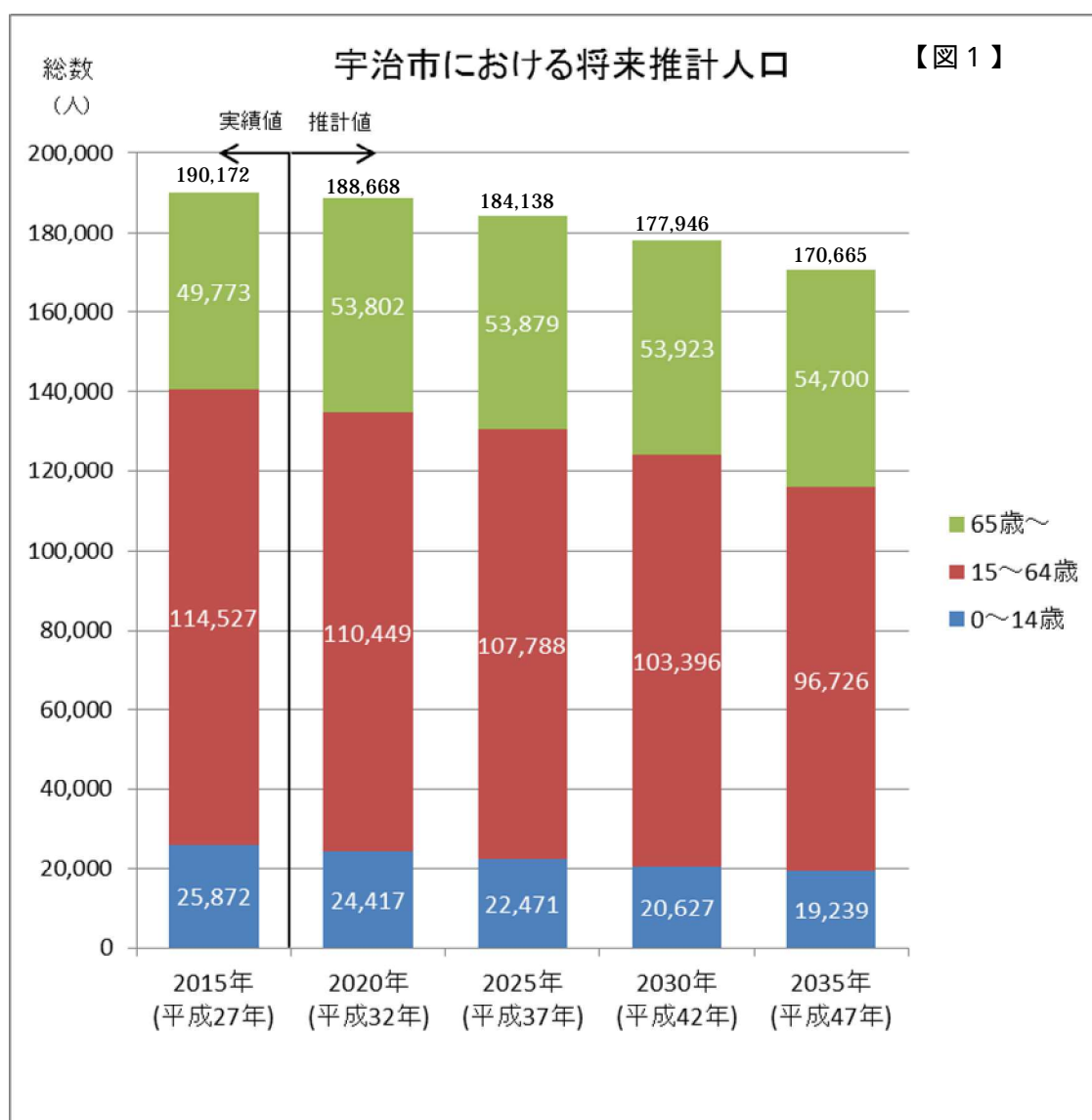


宇治市先端設備等導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宇治市における人口構造は、第5次総合計画の人口推計によると2015年(平成27年)の総人口が190,172人から2025年(平成37年)には184,138人に、2035年(平成47年)には170,665人にまで減少する見込みであり、生産年齢人口である15～64歳についても、2015年(平成27年)の総人口が114,527人から2025年(平成37年)には107,788人に、2035年(平成47年)には96,726人、約15.5%減少する見込みである。(図1)



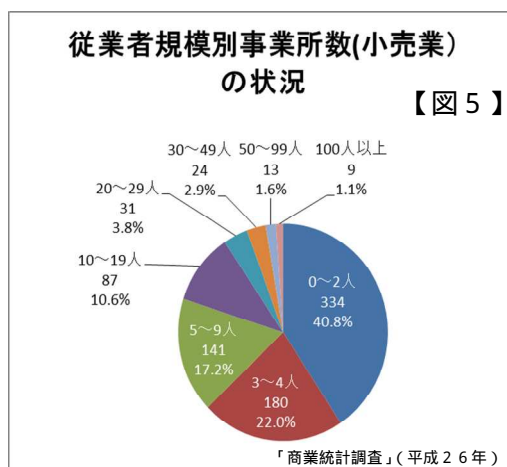
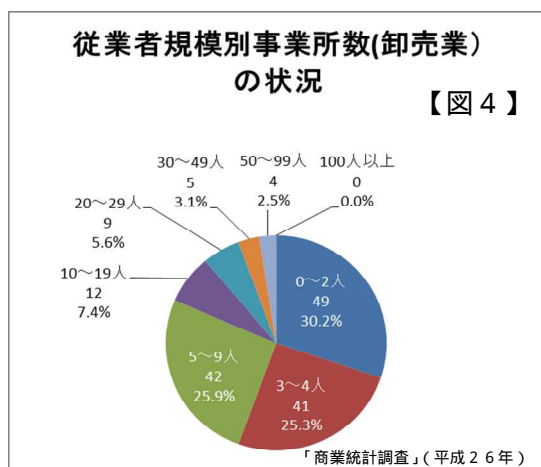
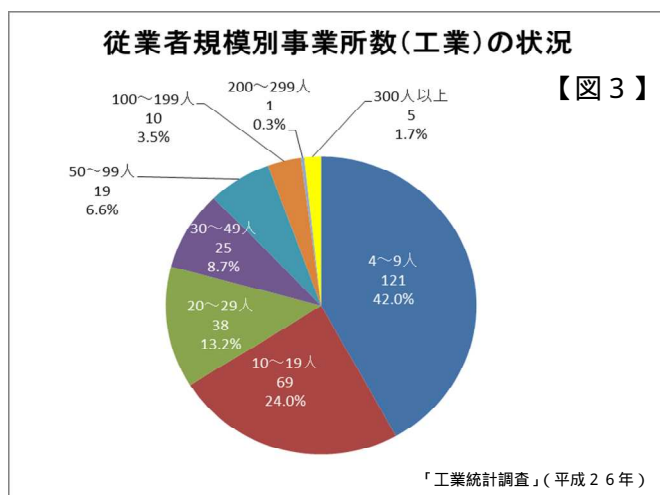
宇治市の産業構造は、卸売・小売業や飲食・宿泊サービス業等の第3次産業が中心となっており、製造業等の第2次産業の割合が全国・京都府に比べて高くなっている。

(図2)



また、宇治市内の事業所数では工業分野で 98.3%が従業員 300 人未満となっており、また、商業分野のうち、卸売業で全事業所が従業員数 100 人未満、小売業で 97.3%が従業員数 50 人未満となっており、宇治市の経済は中小企業によって支えられている。

(図 3、図 4、図 5)



今後、地域経済の縮小を防ぎ、維持・拡大を目指すためには、地域経済を支えている中小企業の生産性を維持・向上していくことが必要であるが、将来的に生産年齢人口が減少することが見込まれ、労働力の不足が懸念される中では、市内中小企業の労働生産性の向上を図ることが必要不可欠であるため、市として先端設備等の導入を支援していくことが必要である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 3 7 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

計画において対象となる区域は、中小事業者による幅広い取組を促すため、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

計画において対象となる業種及び事業については、中小事業者による幅広い取組を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が本計画を同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 市税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(2) 人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

6 その他

先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。